

福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金

【課題】

- ・在宅の保護者が挙げる今後利用したい医療サービスとしては、リハビリなどのニーズが高いが、訪問リハビリの利用率が約40%、訪問歯科が約10%に止まるなど、その普及は遅れている。

【施策の方向性】

- ・医療的ケアとされる中にも、口腔ケアや体位変換など専門職でなくても一定程度可能なものがある。
- ・日中生活支援を行う生活介護事業所等でこうしたケアを行えるようにすることは、機能維持、生活の質の向上の点からも重要。

事業内容

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受け入れている生活介護事業所等が、外部の看護師、理学療法士、歯科衛生士等を活用し、訪問看護や訪問リハビリ、口腔ケア等の機会を提供するとともに、実際のケアを通じて、事業所職員の介護力向上を図る取組みに対し、訪問看護師等の招へいに要する費用の一部を補助。

(補助額：派遣費用の標準額の7割相当額8,300円／日)

事業実施団体

岐阜県(補助事業)

予算額

R5：3,000千円

